

第四次地域管理経営計画書

(千曲川下流森林計画区)

計画期間 自 平成22年4月1日
至 平成27年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について、あらかじめ国民の意見を聞いた上で中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間である。

目 次

| | | |
|------------------------------|-----|----|
| はじめに | ・・・ | 1 |
| 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 | ・・・ | 1 |
| (1) 国有林野の管理経営の基本方針 | ・・・ | 1 |
| (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 | ・・・ | 6 |
| (3) 流域管理システムの推進に必要な事項 | ・・・ | 9 |
| (4) 主要事業の実施に関する事項 | ・・・ | 10 |
| (5) その他必要な事項 | ・・・ | 11 |
| 2 国有林野の維持及び保存に関する事項 | ・・・ | 12 |
| (1) 巡視に関する事項 | ・・・ | 12 |
| (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 | ・・・ | 13 |
| (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 | ・・・ | 13 |
| (4) その他必要な事項 | ・・・ | 15 |
| 3 林産物の供給に関する事項 | ・・・ | 15 |
| (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項 | ・・・ | 15 |
| (2) その他必要な事項 | ・・・ | 16 |
| 4 国有林野の活用に関する事項 | ・・・ | 16 |
| (1) 国有林野の活用の推進方針 | ・・・ | 16 |
| (2) 国有林野の活用の具体的手法 | ・・・ | 17 |
| (3) その他必要な事項 | ・・・ | 17 |
| 5 国民の参加による森林の整備に関する事項 | ・・・ | 17 |
| (1) 国民参加の森林に関する事項 | ・・・ | 17 |
| (2) 分収林に関する事項 | ・・・ | 19 |
| (3) その他必要な事項 | ・・・ | 19 |
| 6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項 | ・・・ | 20 |
| (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項 | ・・・ | 20 |
| (2) 地域の振興に関する事項 | ・・・ | 20 |
| (3) その他必要な事項 | ・・・ | 21 |

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野事業を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。また、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ多様化している。また、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を行っていくことが必要である。

本計画は、第三次計画（平成17年4月1日から平成22年3月31日）の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、中部森林管理局長があらかじめ国民の意見を幅広く把握した上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即し、かつ、「国有林の地域別の森林計画」と調和して、今後5年間の千曲川下流森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定める第四次計画である。

今後、千曲川下流森林計画区における国有林野の管理経営は、関係行政機関と連携を図るとともに地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、千曲川下流森林計画区の全森林面積の27%にあたる国有林野48,812haである。

当計画区の国有林野は長野県の北部に位置し、通称「北信」と呼ばれ、ナメコ等のキノコや山菜などの多様な森林資源を利用した食品加工業が重要な産業となっている地域である。

当計画区の国有林野は、千曲川の下流域に位置しており、新潟及び群馬両県県境稜線部を挟む奥部地域にその多くが所在していることから、国土保全及び水源かん養等公益的機能の発揮に重要な役割を担っており、国有林野面積の90%が保安林に指定され、なかでも水源かん養保安林の割合が91%と高く地域の重要な水源地帯となっている。

また、特に山岳地帯は優れた自然景観を有していることから、上信越高原国立公園等自然公園に指定されているとともに、戸隠高原やカヤの平自然休養林などのレクリエーションの森なども整備され、森林浴等保健休養の場、スキー、登山等の場として県内外の多くの人々に利用されている。

国有林野の現況は、北部は豪雪地帯でありブナ等の広葉樹を主体とした天然林が多く、南部はスギ・カラマツ等を主体とした人工林となっている。人・天別面積では、人工林が9千ha、天然林が34千ha、附帯地、貸地等の森林が6千haとなっている。

このため、当計画区においては、自然環境に配慮しながら、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物の持続的かつ計画的な供給、国有林野の活用による地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標とし、

地域に根ざしたカラマツ、スギ等の人工林育成、ブナ等の天然林育成等を行うなど、森林の整備・保全を通じて、「国民が安心して暮らせる社会の実現」、「森林と人とが共生する社会の実現」、「循環を基調とする社会の形成への寄与」、「活力ある地域社会への寄与」に資するものとする。

具体的には、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下で、国民の多様な要請に適切に対応するため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しながら、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、次の3つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ、区分に即した多様で健全な活力のある森林の整備・保全を推進するため、それぞれの目的に応じて適切な施業を行うこととする。

- 「水土保全林」 土砂流出・崩壊の防備、水源かん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林
- 「森林と人との共生林」 原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林
- 「資源の循環利用林」 環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを重視する森林

このうち、「水土保全林」及び「森林と人との共生林」のいわゆる「公益林」については、多様で健全な森林の整備・保全を行い質的充実を図ることとする。

森林の取扱いについては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮するものとする。具体的には、天然更新等を活用しつつ、伐採年齢の長期化、樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的にすることとする。

また、国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進することとする。

大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

以上のことを踏まえ、当計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 中津川地域（岩菅、赤石沢国有林）

当地域は、苗場山(2,145m)、佐武流山(2,191m)、白砂山(2,140m)、岩菅山(2,295m)に

囲まれた信濃川支流の中津川上流部を中心に広がっている12,152haの地域であり、苗場山に一部高層湿原地帯が見られるが、全体的に急峻地が多く、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 小赤沢・栃川と桧俣川本流域に係る区域については、地形・地質等から山地災害防止機能を重点的に発揮させる水土保持林として区分し、管理経営を行うこととする。

(イ) 魚野川流域及び桧俣川本流域左岸域は、日本海型の森林から太平洋型に移行する推移帯に属し、森林帯は低山帯から亜高山帯という垂直配列をなし、各森林が広域によく発達していること等から、佐武流山周辺森林生態系保護地域に指定し、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

(ウ) 上記以外の地域については、水源かん養機能を重点的に発揮させる水土保持林として区分し、管理経営を行うこととする。

イ 鳥甲地域（巢鷹山、北の入、水尾山、池の沢、毛無山、鳥甲、木島山、往郷山、二ツ橋、苧畑国有林）

当地域は、高倉山(1,326m)、鳥甲山(2,038m)と団地の中央部に連なる毛無山(1,650m)、高標山(1,747m)を中心とした13,539haの地域であり、地形は緩急錯綜しており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 毛無山から鳥甲山に至る稜線の東から北側斜面、高倉山の西側、馬曲川流域、高標山南部の区域及び鳥甲山南山麓部分については、地形が急峻であり、山地災害防止機能を重点的に発揮させる水土保持林として区分し、管理経営を行うこととする。

(イ) 鳥甲山周辺は急峻で特異な地形であることから、長野県自然環境保全地域の特別地区になっており、特定地理等保護林にも指定している。また、カヤの平はブナの原生林やシラカバの群生林が広がり、貴重な湿原植物が生育していることからカヤの平自然休養林（自然休養林内の遊歩道は森林セラピーロードとして活用。）に指定している。さらに、清水平林道沿い（150林班）及び野沢温泉スキー場内のブナの天然林を「郷土の森」に設定していることから、これらの地域については、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し、管理経営を行うこととする。

(ウ) 毛無山北部の上ノ平地域（野沢温泉スキー場）と標高1,200mから1,500m付近のカヤの平高原を結ぶ一帯は、スキー利用客をはじめ、四季を通じて行楽客が多い地域であることから、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し、管理経営を行うこととする。

(エ) 上記以外の地域については、水源かん養機能を重点的に発揮させる水土保持林に区分し、管理経営を行うこととする。

ウ 関田地域（中山峰、豊栄山、照岡山、大神楽、姥ヶ嶽、豊田山、大倉国有林）

当地域は、新潟県に接する長野県の最北端に位置し、関田山系の稜線部に沿って細長く広がり、地形は全般的に急峻で多数の小河川がある2,506haの地域であり、以下のとおり管理経営を行うこととする。

（ア）関田峠以東及び当地域南端地域は、山地災害防止機能を重点的に発揮させる水土保持林として区分し、管理経営を行うこととする。

（イ）地域の中央部に位置する鍋倉山周辺のブナの天然林を「郷土の森」に設定しており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

（ウ）関田山脈にはトレッキングコース（信越トレイル）が整備され、また、茶屋池周辺の遊歩道は森林セラピーロードとしてそれぞれ活用されている。関田峠から戸狩温泉スキー場までの区域及び地域北部の野々海池周辺は保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

エ 高社山地域

当地域は、高社山（1,351m）の北側に広がる272 haの地域で、地域的に飯山市、中野市等の市街地からの利便性も良いこと等からレクリエーションの場の適地であり、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

オ 大平峰地域（大平峰国有林）

当地域は、飯山市の西方、新潟県境に位置する106 haの小地域である。レクリエーションの森が設定されており、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

カ 内山地域（内山国有林）

当地域は、主要地方道「飯山野沢温泉線」の東方にある167 haの小地域であり、以下のとおり管理経営を行うこととする。

（ア）北竜湖の背景林として優れた景観美を見せていること及び遊歩道を森林セラピーロードとして活用していること等から保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

（イ）中央部付近の尾根筋の植物群落保護林は自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

（ウ）分取林については、木材等生産機能を重点的に発揮させる資源の循環利用林として区分し、管理経営を行うこととする。

キ 笠ヶ岳地域（笠ヶ岳国有林）

当地域は、志賀高原の南側に位置する笠ヶ岳の北面に広がる180 haの小地域である。全域が上信越高原国立公園に指定され、特徴のある山容を呈しており、特定地理等保護林に指定していること等から、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

ク 戸隠・黒姫・飯縄地域（黒姫山、戸隠山、飯縄山、霊仙寺山国有林）

当地域は、戸隠山(1,904m)、黒姫山(2,053m)、飯縄山(1,917m)等を中心とする裾花川、鳥居川、関川の源流部に位置する15,697haの地域である。裾花川源流部及び戸隠山塊は、急峻な地形となっているが、対照的に黒姫山及び飯縄山周辺は、起伏も少なく、ほとんどが裾野地形の緩傾斜地となっており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 地形が急峻な裾花川源流部や、過去に土砂災害の発生した屏風沢流域、鳥居川沿い及び関川沿いの一部は、山地災害防止機能を重点的に発揮させる水土保持林として区分し、管理経営を行うこととする。

(イ) 黒姫山、飯縄山はなだらかな山容で、これらの山頂部分は、特定地理等保護林等に指定していること、山麓の戸隠森林植物園内の森林については、林木遺伝資源保存林及び特定動物生息地保護林に指定していることから、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

(ウ) 当地域の中心部には、スキー場、野営場、森林植物園等を主要な利用施設として設定した戸隠・大峰自然休養林がある。また、周辺には多数のスキー場、教育施設や別荘地、ペンション村等があり、森林のレクリエーション的利用や、森林セラピー基地、森林セラピーロードとしての利用が進んでいることから、自然休養林を中心とする一帯については、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

(エ) 長野市等の上水道の水源地である男鹿沢流域や上楠川集落上流の掛礼川流域、鳥居川沿いの中腹部及び黒姫山山麓等その他の地域については、水源かん養機能を重点的に発揮させる水土保持林として区分し、管理経営を行うこととする。

ケ 保科山地域（保科山国有林）

当地域は、千曲川支流の保科川源流部に位置しており、地質が脆弱なことから、地域の大半は保安林及び砂防指定地に指定されている1,342haの地域であり、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 保科川の国有林下流部には、保科温泉をはじめ住宅団地等が造成されており、山地災害防止上重要な位置にあることから、山地災害防止機能を重点的に発揮させる水土保持林として区分し、管理経営を行うこととする。

(イ) 赤野田川流域（1076林班）の分収造林地は、木材等生産機能を重点的に発揮させる資源の循環利用林として区分し、管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させる水土保持林として区分し、管理経営を行うこととする。

コ 米子地域（米子山国有林）

当地域は須坂市の東側に位置し、四阿山を主峰とした米子川源流部に位置する1,796haの地域で、昭和38年に取得した買入保安林であり、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 地形は大小の爆裂火口跡があり険しい断崖が見られ、また地域の広範な区域にわたって地質が脆弱となっており、各所に崩壊地が見られることから、山地災害防止機能を重点的に発揮させる水土保持林として区分し、管理経営を行うこととする。

(イ) 米子川上流の区域は、特定動物生息地保護林に指定するとともに、山地災害防止機能の発揮にも配慮しつつ、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

サ 高山地域（高山国有林）

当地域は、高山村の東側に位置し、笠ヶ岳と渋峠、万座山を結ぶ群馬県境とに接し、千曲川支流の松川源流部に位置する830 haの地域で、昭和54年に取得した買入保安林であり、地質が脆弱で、崩壊地が多数点在していることから、山地災害防止機能を重点的に発揮させる水土保持林として区分し、管理経営を行うこととする。

シ 大峰山・朝日山地域（大峰山、朝日山国有林）

当地域は、長野市街地の西側に位置し、裾花川を挟んで相對する、大峰山並びに朝日山の中腹以上に位置する224 haの二つの小地域であり、都市近郊林として重要な位置にあること、また、大峰山を戸隠・大峰自然休養林に指定しており、森林レクリエーションの場としての利用も多いことから、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林として区分し、管理経営を行うこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、以下のとおり、機能類型に応じた適切な管理経営を実施することとする。

なお、機能類型区分ごとの管理経営の指針については、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

ア 水土保持林に関する事項

水土保持林については、次の2つのタイプに区分して取り扱うこととする。

(ア) 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野（当該計画区の36%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、^{かそうしよくせい}下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a ^{しんこうこんこうりん}針広混交林等既に望ましい状態となっている森林は、現状を維持することとする。
- b 天然力の活用によりの確な更新が図られると認められる林分については、^{いくせいふくそう}育成複層林^{りんせぎょう}施業、^{てんねんせいりんせぎょう}天然生林^{たくぼつ}施業によることとし、択伐等によって、針葉樹・広葉樹、深根性樹種・浅根性樹種が混交するように努めることとする。
- c スギ・カラマツ等の人工林については、択伐・^{かんぼつ}間伐等により育成複層林施業等を実施し、針広混交林への誘導に努めることとする。

(イ) 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野（当該計画区の12%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源かん養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。

なお、水源かん養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

- a 周辺の森林資源の状況等から、将来にわたって人為を積極的に加えていくことが適切と判断されるスギ、カラマツの^{いくせいたんそうりん}育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返すなかで、下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、育成単層林施業を実施することとする。
- b 比較的傾斜が緩く下層植生が豊かで、^{かいぼつ}皆伐を行っても表土の流亡等のおそれのない林分については、伐採箇所のモザイク的配置に留意しつつ小面積分散型の施業を実施することとする。
- c 特定の水源の保全、景観維持等を図るために必要な林分については、^{ふくそうぼつ}複層伐等により育成複層林施業を行い、複数の樹冠層を構成する森林に誘導することとする。
- d 天然林においては、人為あるいは天然力を活用した更新が可能な林分について、択伐等により育成複層林施業、天然生林施業を行い、複数の樹種及び^{じゅかんそう}樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

水土保持林の面積

(単位：h a)

| 区 分 | 国土保全タイプ | 水源かん養タイプ | 計 |
|-----|--------------------|------------------|--------------------|
| 面 積 | 17,355 【17,355】 | 6,000 【6,000】 | 23,355 【23,355】 |

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

イ 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林は、次の2つのタイプに区分して取り扱うこととする。

(ア) 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野（当該計画区の34%）は、主に原生的な森林生態系の維持等自然環境の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、学術的に貴重な動植物の生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 森林施業は、原則として自然の推移に委ねることとする。
- b 国内希少野生動植物種であるイヌワシの生息域やカヤの平等のブナの保存に必要な森林等を引き続き保護林として適切に管理する。

(イ) 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野（当該計画区の17%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る等保健文化機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種からなり、周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成することとする。

具体的には

- a 天然生林施業によるほか、カラマツ人工林等については、原則として育成複層林施業を行うこととし、間伐等による針広混交林化、自然観察等に適した森林の造成や修景などを推進する。
- b 国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を行うことが適当と認められるカヤの平、戸隠・大峰自然休養林等を引き続きレクリエーションの森として適切に管理し、広く国民に開かれた利用の場に供することとする。

森林と人との共生林の面積

(単位：h a)

| 区 分 | 自然維持タイプ | うち、保護林 | 森林空間利用タイプ | うち、レクリエーションの森 | 計 |
|-----|---------|--------------------|--------------------|------------------|---|
| | 面 積 | 16,381 【16,621】 | 14,847 【14,847】 | 8,613 【8,373】 | |

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

ウ 資源の循環利用に関する事項

資源の循環利用林の国有林野（当該計画区の1%）は、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、地域の自然的条件、経済的条件等を勘案して、安定的かつ効率的に木材を生産することに努める。

なお、資源の循環利用林の大半を占める分収林^{ぶんしゅうりん}については分収契約に基づき公益的機能の維持増進にも配慮しつつ適切に管理経営していくこととする。

資源の循環利用林の面積

(単位：h a)

| 区 分 | 林業生産活動の対象 | その他産業活動の対象 | 計 |
|-----|--------------|------------|--------------|
| 面 積 | 445 【445】 | 17 【17】 | 462 【462】 |

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営にあたっては、流域管理システムの下、民有林関係者等と連携して推進する必要がある。

このため、千曲川下流域林業活性化協議会等の場を通じて、流域管理推進アクションプログラムの実施等により、国民の森林に関する要請を踏まえ、流域の特性に応じた森林整備等を先導的・積極的に取り組むこととする。

このような中で、以下に掲げる事項を重点的に取り組むこととする。

- ① 市町村等との連携強化を通じた流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努める。
- ② 流域林業活性化協議会等の各種協議会への積極的な参加により、民有林及び関係機関との連携を図る。
- ③ 民有林と国有林が連携した森林整備協定等による施業団地に取り組み、間伐等の施業連携を推進する。

- ④ 民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備に向け連携を推進する。
- ⑤ 低コスト・高効率作業システムの普及のための取組の推進。
- ⑥ 林業技術の開発及び普及・啓発を推進する。
- ⑦ 流域のニーズに応じた、技術開発や研修に必要なフィールドの提供を推進する。
- ⑧ 当計画区の森林の整備や保全を図るため、地元市町村やボランティア団体等と一体となった取組みを推進する。
- ⑨ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため、自然休養林等森林の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する

注：流域管理推進アクションプログラム

流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林野事業が流域ごとに先導的・積極的に取り組む3カ年の行動計画として作成するもの。

(4) 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。特に間伐等については森林吸収源対策として、第一約束期間（平成20年から24年）を念頭に着実に実施することとする。

なお、事業の実施にあたっては、

- ① 労働安全衛生の確保
 - ② 公益的機能をより重視した施業方法への転換に応じた伐採・造林等の技術の向上
 - ③ 路網の整備や高性能林業機械の活用などを通じたコスト縮減
 - ④ 計画的な事業の発注による林業事業者の育成・強化
- 等を推進し、民有林行政との連携を図りつつ、事業の円滑・効率的な実施に努めることとする。

ア 伐採総量

(単位：m³・ha)

| 区分 | 主伐 | 間伐 | 計 |
|----|--------------------------------------|-------------------------------------|---------------------|
| 計 | 23,542 《17,468》 【17,019】 《10,106》 | 188,458 (2,276) 【76,981】 (1,350) | 212,000 【94,000】 |

注1：()は、間伐面積である。

注2：《 》は臨時伐採量の数値(うち数)である。

注3：下段【 】《 》()の数値は第三次地域管理経営計画(最終変更後)の数値である。

イ 更新総量

(単位：h a)

| 区 分 | 人工造林 | 天然更新 | 計 |
|-----|----------------|------------------|------------------|
| 計 | 1 2 【 1 5 】 | 1 4 【 1 1 0 】 | 2 6 【 1 2 5 】 |

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

ウ 保育総量

(単位：h a)

| 区 分 | 下 刈 | つる切 | 除 伐 | 枝 打 |
|-----|----------------|------------------|--------------------|------------|
| 計 | 7 7 【 9 2 】 | 2 6 4 【 7 6 】 | 8 5 5 【 9 5 9 】 | — 【 — 】 |

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

エ 林道の開設及び改良総量

| 区 分 | 開 設 | | 改 良 | |
|-----|------------|--------------------------|----------------|--------------------------|
| | 路線数 | 延長量 (m) | 箇所数 | 延長量 (m) |
| 計 | 2 【 2 】 | 2, 0 0 0 【 3, 5 0 0 】 | 1 3 【 3 0 】 | 1, 1 9 0 【 1, 6 0 0 】 |

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

*各総量については、単位以下四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(5)その他必要な事項

ア 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営にあたっては、「国民の森林」として位置づけ、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進することとする。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くなど国民の理解を促進するための取組を進めることとする。

さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信等の取組を推進する。

イ 地球温暖化防止対策の推進

「京都議定書目標達成化計画」等を通じて、地球温暖化防止対策に率先して取り組むこととする。

特に、森林吸収源対策としての間伐に積極的かつ着実に取り組むなど、機能類型に即した森林の整備を推進する。また、保安林等に指定されている天然生林の適切な保全管理等についても取り組むこととする。

ウ 生物多様性の保全

原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行うとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備を行うなど、森林の状況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

具体的には、千曲川下流に位置する本計画区の国有林野には豊かな森林生態系を有する佐武流山、カヤノ平や戸隠連峰を含んでいることから、これらのカヤノ平のブナ、佐武流山や戸隠山周辺の貴重な植物群落が生育する森林等については保護林や緑の回廊として適切に保全・管理を推進することとする。その他の森林については、適切な間伐の実施、針広混交林化、長伐期化等多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域とも協働・連携し取り組むよう努めることとする。

エ 治山事業の計画的な実施

信濃川流域及び飯山盆地等において洪水被害を発生させた千曲川を含む本計画区においては、新規に発生した崩壊地・溪流荒廃地の早期復旧を促進することとし、土砂の流出防止等災害に強い安全な国土づくりを進めるとともに、水源かん養機能の強化及び豊かな環境づくりなど森林の持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、民有林治山事業、森林整備事業等との密接な連携の下に、総合的かつ計画的に治山事業を推進することとする。

また、実施にあたってはコスト縮減及び技術開発に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努めることとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

ア 山火事防止等の森林保全巡視

(ア) 当計画区は、優れた自然景観を呈する森林等が多く入林者が多い。特に春季は乾燥期であり、山火事発生の危険性が增大するため、地元市町村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

(イ) 動植物の保護、自然環境の保全や不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには林野巡視等を強化することとする。

イ 境界等の保全管理

国有林野を適切に管理経営していく上で、民有地との境界の保全管理は重要であることから、境界標、標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努めることとする。

松くい虫被害は被害木の伐倒処理等により減少傾向にあるが、今後も松くい虫被害地域の拡大防止を図るため、松くい虫防除対策協議会等の場を通じた民有林との連携の下に被害木の伐倒、薬剤処理等により効果的な防除を実施することとする。特に朝日山・大峰山国有林は長野市民のシンボル、故郷の山としてイメージされ、親しまれていることから、重点的に被害防止に努めることとする。

カシノナガキクイムシによる被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と協議しながら防除対策を検討する。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

ア 保護林

(ア) 希少な野生動植物の生息・生育環境の保全、生物多様性の保全等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努めることとする。

(イ) 当計画区は、管内で最も広大な「佐武流山周辺森林生態系保護地域」(8,839ha)など18箇所を保護林を設定している。

(ウ) 具体的には、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価する観点から、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進することとする。また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルール確立等を図るとともに、その内容について広く理解を求める工夫を図るなど適切に対処する。

(エ) 平成元年度に設定した「鍋倉山郷土の森」(21ha)は、ブナの純林であり、この森林の中には日本一のブナの巨木といわれる「森太郎」(胸高直径170cm)があり、自然観察や森林浴などの場として多くの小中学生・市民等に親しまれている。

今後とも、立入が可能な区域においては、地方公共団体等と連携をとりつつ、学習の場等として利用できるよう施設の整備等に努めるほか、森林生態系や林業等に関する知識の普及啓発に努めることとする。

保護林

| 種 類 | 箇 所 数 | 面 積 (h a) |
|------------|---------|-------------------|
| 森林生態系保護地域 | 1 【 1 】 | 8, 839 【8, 839】 |
| 林木遺伝資源保存林 | 2 【 2 】 | 79 【79】 |
| 植物群落保護林 | 5 【 5 】 | 1, 422 【1, 422】 |
| 特定動物生息地保護林 | 2 【 2 】 | 1, 290 【1, 290】 |
| 特定地理等保護林 | 4 【 4 】 | 3, 147 【3, 147】 |
| 郷 土 の 森 | 4 【 4 】 | 69 【69】 |
| 総 数 | 18 【18】 | 14, 847 【14, 847】 |

注1：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

注3：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・森林生態系保護地域：
森林生態系の保存、野生動植物の保護、遺伝資源の保存等
- ・林木遺伝資源保存林：
主要林業樹種と希少樹種等に係る遺伝資源の保存
- ・植物群落保護林：
国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護
- ・特定動物生息地保護林：
希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護
- ・特定地理等保護林：
岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護
- ・郷土の森：
地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保護

イ 緑の回廊

中部山岳森林計画区あかまざりの雨飾・天狗原山植物群落保護林から、当森林計画区の戸隠山特定地理等保護林を結ぶ「緑の回廊雨飾・戸隠」については、設定方針に基づき、緑の回廊内の森林の構造と野生動物の生息実態の関係を明らかにする観点からモニタリング調査等を行い、より広範で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努める。また、モニタリング調査の結果については、今後の緑の回廊の設定及び取扱いに反映させることとする。

緑の回廊

| 名 称 | | 延長 (k m) | 面 積 (h a) |
|--------|--------------|----------|--------------|
| 雨飾・戸隠 | | 17【17】 | 3,792【3,792】 |
| 内 訳 | (千曲川下流森林計画区) | | 1,808【1,808】 |
| | (中部山岳森林計画区) | | 1,984【1,984】 |

注1：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(4) その他必要な事項

ア カモシカ等による被害防除

(ア) ツキノワグマの被害については、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整により、また、カモシカ及びニホンジカの被害については、同管理計画に基づく個体数調整や防護柵の作設、プラスチック製の剥皮ネットの効果的な設置及び忌避剤等の使用により、造林地等における食害を未然に防止することとする。

(イ) 長野県における鳥獣の適切な保護管理を実施するための有害鳥獣駆除等各種被害対策が示された「特定鳥獣保護管理計画」の推進に対して、県・市町村・関係団体等と連携を図りつつ必要な協力を行うこととする。

(ウ) 野兔、野鼠の被害及び病虫害等については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

イ 巨樹・巨木の保存

平成12年度に「日本の巨樹・巨木100選」に選定された^{せきぎた}関田地域のブナ「森太郎」と呼ばれる巨木について、飯山市等地元関係者による保全協議会等と連携して、次世代への財産として保存することとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

ア 木材の供給

森林の持つ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産について、吸収源対策として積極的に実施される間伐等の森林整備を通じて生産される低質材等の有効利用も考慮しながら、木材の供給に努めることとする。

また、流域の特性に応じた森林整備の推進等にあたっては、長野県、関係市町村、林業活性化協議会等との情報交換等により木材の安定供給や国産材の需要拡大を図ることとする。

イ 木材の販売

間伐材の利用促進等にあたり、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材の生産・販売を実施することとする。

また、林産物の販売にあたっては、持続的・計画的に林産物を供給する方針の下で、安定的な需要を確保しつつ、需要動向に対応して弾力的に行うとともに、市場への販売委託の推進、また、曲がり等を含む間伐材については、需要先へ直送するシステム販売により新規需要開拓と安定的な供給を図ることとする。

注：国有林材の安定供給システム：

需要・販路の拡大を図る必要のある人工林からの一般材及び低質材について、一定の要件を満たす工場等と国との間で協定を締結し、計画的に販売することにより、その需要・販路の確保・拡大を図るとともに、併せて地域の中核的な流通・加工の担い手の育成等に資することを目的としたシステム。

(2) その他必要な事項

森林花木、土石等国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めることとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、上信越高原国立公園の志賀高原、戸隠高原等には森林レクリエーション資源が豊富なこと等から、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健・文化・教育的利用を図るレクリエーションの森の活用や地域振興等に寄与する「市町村の森」等の国有林野の活用を推進することとする。

また、こうした取組の推進に当たっては、民間活力を生かした歩道等の施設整備を推進することとする。

ア レクリエーションの森林

| 種 類 | 箇 所 数 | 面 積 (h a) |
|-----------------|-------------|-----------------------|
| 自 然 観 察 教 育 林 | 1 【 1 】 | 7 5 【 7 5 】 |
| 野 外 ス ポ ー ツ 地 域 | 6 【 6 】 | 1, 2 8 0 【 1, 2 8 0 】 |
| 風 景 林 | 4 【 6 】 | 3 8 2 【 5 5 7 】 |
| 風 致 探 勝 林 | 3 【 3 】 | 2 2 9 【 2 2 9 】 |
| 自 然 休 養 林 | 2 【 2 】 | 4, 0 7 8 【 4, 0 7 8 】 |
| 総 数 | 1 6 【 1 8 】 | 6, 0 4 5 【 6, 2 2 0 】 |

注1：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

カヤの平等自然休養林等のレクリエーションの森については、山岳景観の探勝や登山など森林レクリエーションの場及び森林環境教育の場としての利用を一層推進することとする。

イ 市町村の森

当計画区においては、今日まで地元の2自治体による「市町村の森」としての活用が行われ、地域住民のための森林公園として利用等が行われているが、今後についても地元自治体等の要請に応じ「市町村の森」等の活用を推進する。

ウ その他

ファミリーフォレストガーデン

一定の条件の下で家族等が森林とのふれあいの場として利用できる小区画の森林を提供しているところであり、今後も積極的に利用に供することとする。

（21年度末18区画）

注：市町村の森

環境保全、保健休養等の優れた価値を有する森林について、地域振興、地域の豊かな生活環境の確保の観点から、地方自治体が森林公園等の用地として取得し、整備する森林

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用・公共用・公益事業地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施していく。

また、不要地、余剰地については、林野・土地売払い情報公開窓口やインターネット等を活用して広く情報を公開し、情報の提供と需要探索に努める。

(3) その他必要な事項

活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元市町村等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

(1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

ア ふれあいの森

ボランティア、NPO団体等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、市町村等を通じた各種団体等へのPR活動などを積極的に取り組むこととする。

| 名 称 | 面 積 (ha) | 位 置 (林小班) |
|----------|----------|------------------------------------|
| 戸隠ふれあいの森 | 605 | 黒姫山国有林1024い林小班外 戸隠山国有林1028い林小班外 |

イ 木の文化を支える森林づくり等

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、市町村等への情報提供などPR活動を積極的に取り組むこととする。

| 名 称 | 面 積 (h a) | 位 置 (林小班) |
|---------|-----------|-----------------|
| 道祖神祭りの森 | 15 | 池の沢国有林135い林小班外 |
| 戸隠竹細工の森 | 390 | 戸隠山国有林1030へ林小班外 |

ウ 国有林野内における民間団体等の多様な活動の推進

民間団体等における国有林野内での多様な活動の要請に応えるため、森林管理署等との協定締結に向け、各種団体等への情報提供などPR活動に積極的に取り組むこととする。

長野県と新潟県の県境にまたがる関田山脈において、NPO法人と北信・上越両森林管理署による協定に基づきトレッキングコースが整備・利用されており、今後もフィールドの提供等を通じて地域振興の寄与に努めることとする。

| 名 称 | 延 長 (k m) | 位 置 (林小班) |
|--------|-----------|----------------|
| 関田トレイル | 30 | 太神楽国有林170ほ林小班外 |

エ 遊々の森

次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの理解を醸成することを目標として、国有林野で体験活動等を実施するためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などPR活動に積極的に取り組むこととする。

| 名 称 | 面 積 (h a) | 位 置 (林 小 班) |
|------|-------------|-------------------|
| 山童の森 | 14 | 霊仙寺山国有林1037ろ2林小班外 |

(2)分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場としての森林づくりを希望する場合について「法人の森林」などのフィールドの設定について積極的に取り組むこととする。

| 区 分 | 箇 所 数 | 面 積 (h a) |
|------|-----------|-------------|
| 分収造林 | 58 (5) | 312 (17) |
| 分収育林 | 35 (14) | 243 (146) |
| 計 | 93 (19) | 555 (163) |

注1：() は法人の森林の数値（うち数）である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(3)その他必要な事項

ア 森林環境教育の推進

(ア) 学校、県・市町村、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとする。

(イ) 次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの理解を醸成することを目指して、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組みを推進することとする。

(ウ) 教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

イ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

ウ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、

国民による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPO等や教育関係者の活動支援及び情報提供、受け入れ体制整備に努めることとする。

注1：ふれあいの森

自主的な森林整備活動を行うボランティア団体等と森林管理署等との協定締結により、森林整備を行う制度。

注2：木の文化を支える森林づくり

地域の伝統行事、伝統工芸、歴史的木造建築物等の継承に貢献するため、地域の協議会等と森林管理署等との協定締結により、国民参加による森林づくり活動を推進する制度。

注3：国有林野内における民間団体等の多様な活動を推進するための協定

国民の参加による森林の整備の一環として、また国民に開かれた国有林の一層の具現化のため、森林管理署等と協定を締結し、民間団体等の多様な活動の推進を図る制度

注4：法人の森林

一般企業等が社会貢献活動としての森林づくり、社会教育の場としての森林づくりを通して、国土保全、森林資源の造成を目的として整備を行う森林。

注5：遊々の森

学校等と森林管理署等との協定締結により、様々な体験活動の場として国有林野を利用する制度。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林せぎょうしひょうりんの展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域・試験研究機関等のニーズに対して国有林野のフィールドを活用し、地域等と連携して推進することとする。

さらに、国有林野事業の実施を通じて、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林・育林の開発・導入等を図り、それらの民有林への普及を図ることとする。

(2) 地域の振興に関する事項

地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命の一つであり、機能類型に応じた適切な施策を実施し、森林の多面的機能の発揮に対する地域の要請に応えるとともに、林道の併用化等による住民等の利便性の向上や蜜源となる樹種の保残を図るなどにより、地域振興の寄与に努めることとする。

(3) その他必要な事項

間伐は森林による二酸化炭素吸収量の確保につながるだけでなく、間伐材等の有効活用は、その販売収入により森林の整備・保全が促進されるとともに、利用それ自体が、化石燃料を代替して使用を抑制することや製造エネルギーが多い他の材料の使用を抑制することにつながり、さらに木材として長期に利用されることにより自ら二酸化炭素を貯蔵することで地球温暖化防止対策にも貢献することとなる。

このため、木造の庁舎等の整備に努めるとともに、治山事業等における森林土木工事にあたっては、木材の特質を考慮しつつ緑化基礎工、法面保護工等に「国産材」及び「合法木材」の間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むものとし、併せて、これらの取組を通じて、管内の林業・木材産業関係者と連携しつつ、国民に対する積極的な啓発に努めることとする。

別 添

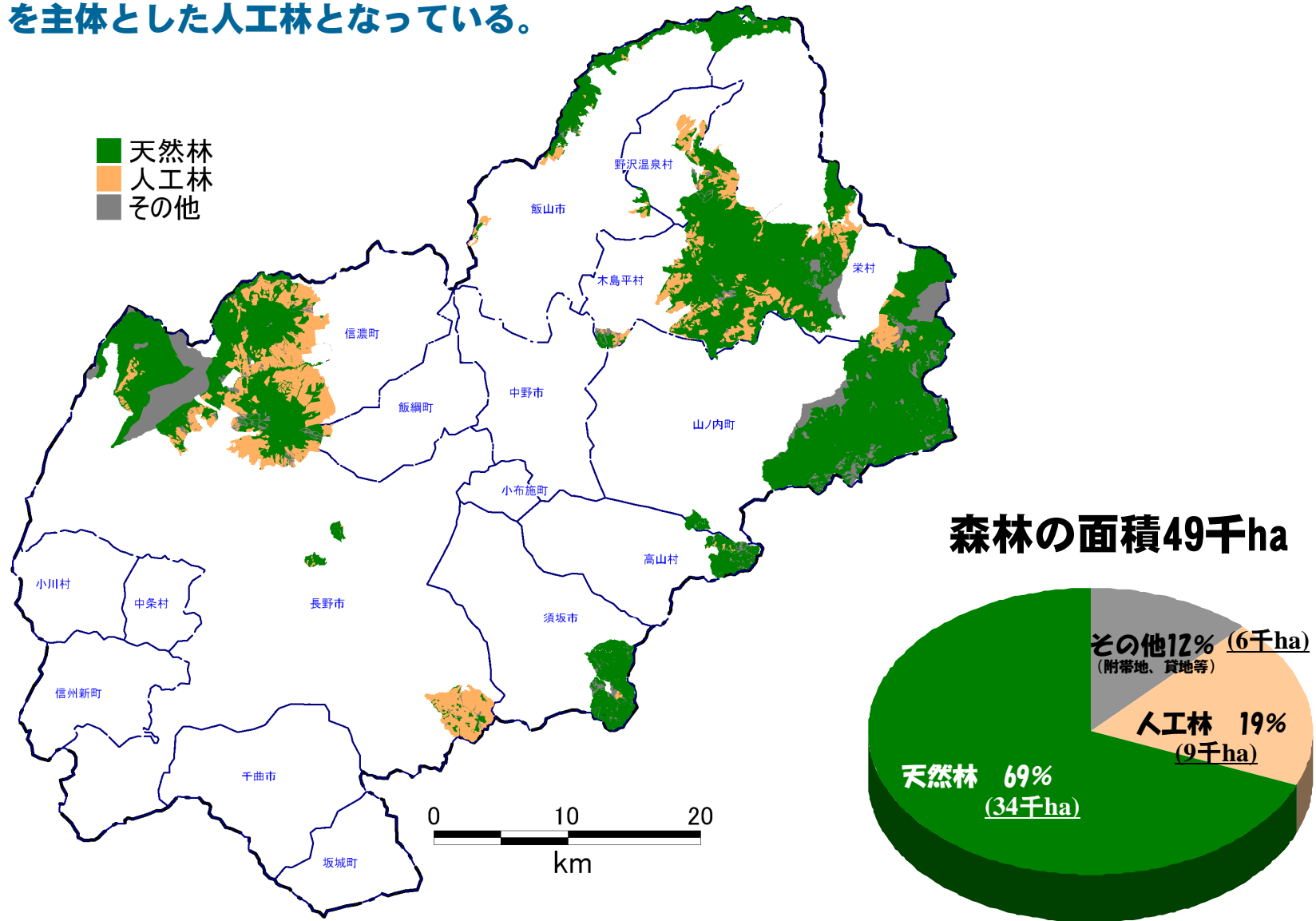
地域管理経営計画書 参考資料

(千曲川下流森林計画区)

1、 国有林野の現況

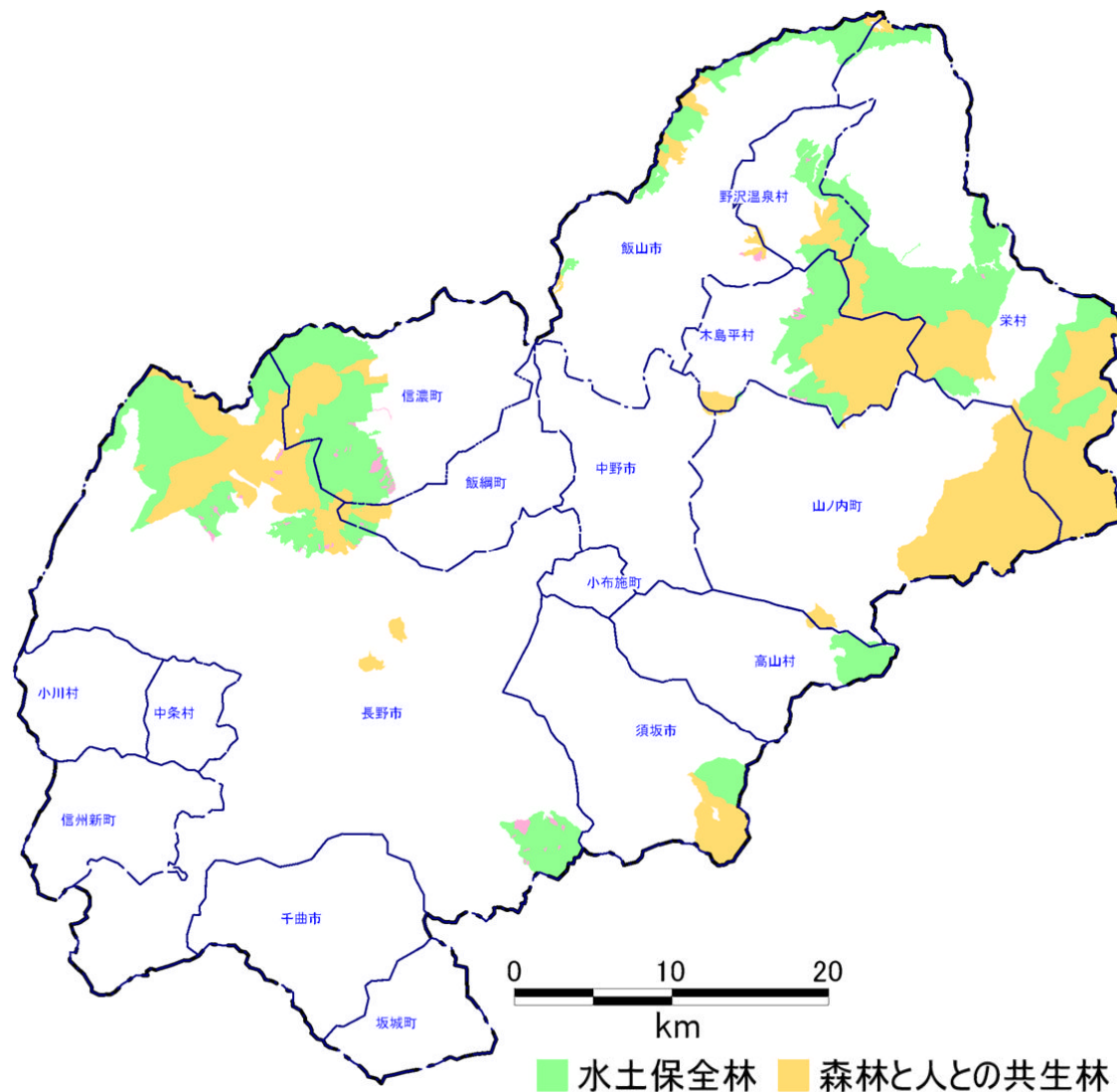
人工林、天然林の分布

北部は豪雪地帯でありブナ等の広葉樹を主体とした天然林が多く、南部はスギ、カラマツを主体とした人工林となっている。



2、国有林野の機能類型区分

「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3つに類型化し区分に即した管理経営を実施。



資源の循環利用林 (0.5千ha)

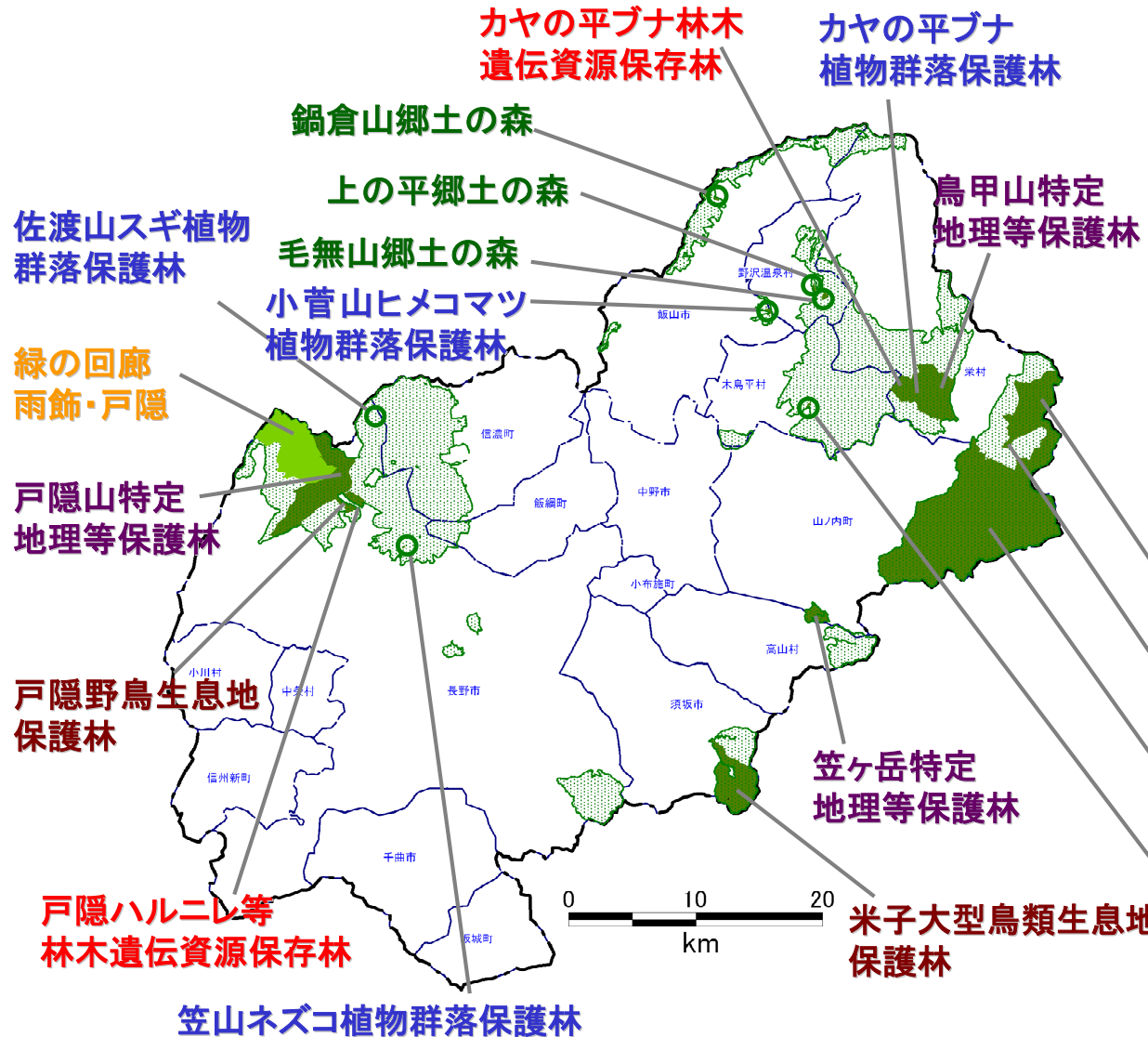
1%

森林と人との
共生林 51%
(25千ha)

水土保持林
48%
(23千ha)

3、特に保護を図るべき森林 保護林・緑の回廊の分布

1 8箇所の保護林、1箇所の緑の回廊を設定。



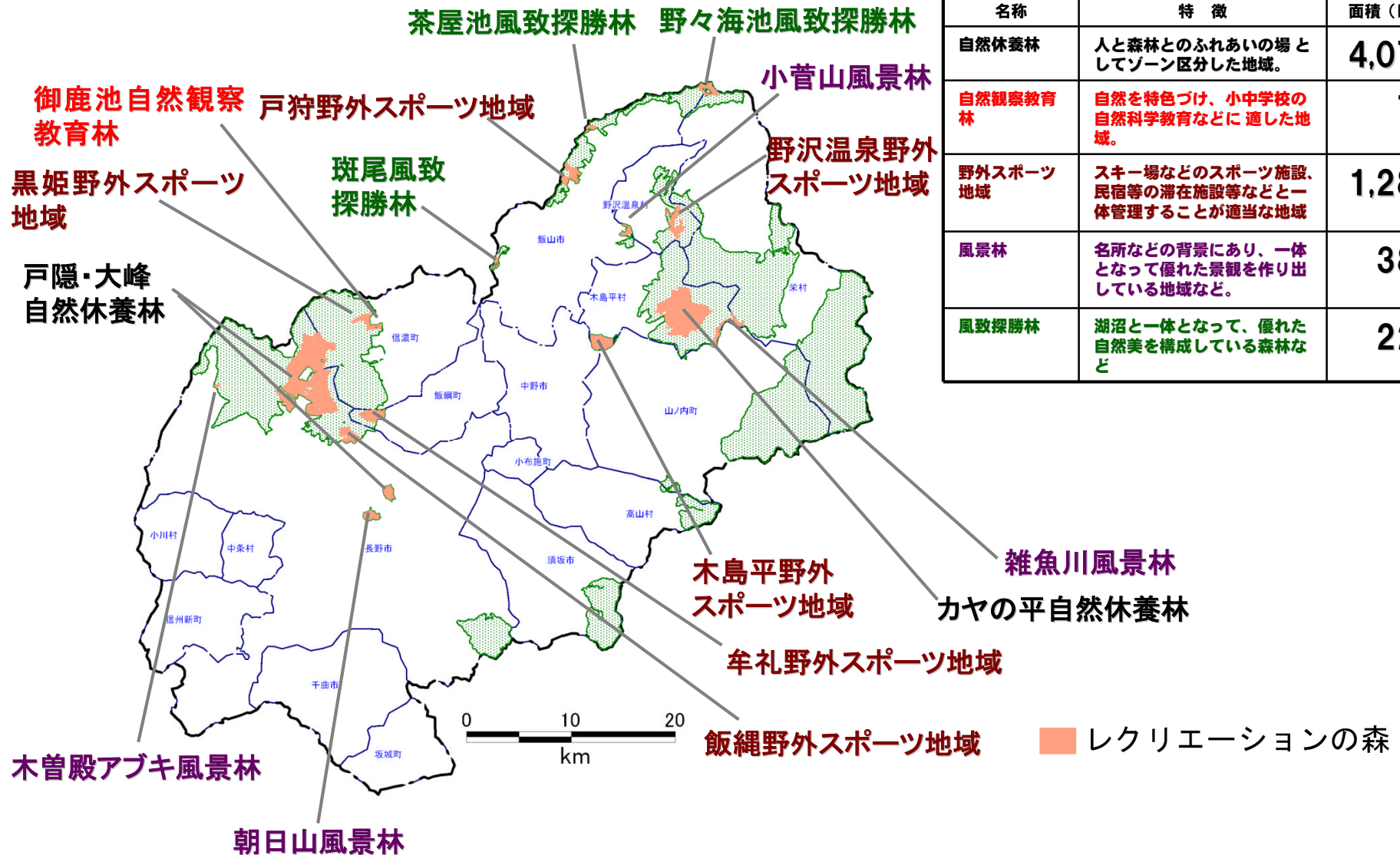
| 保護林等名称 | 設定目的 | 面積 (ha) |
|------------|--------------------------------------|---------|
| 森林生態系保護地域 | 森林生態系の保存、野生動物の保護、遺伝資源の保存等。 | 8,839 |
| 林木遺伝資源保存林 | 主要林業樹種と希少樹種に係る遺伝資源の保存 | 79 |
| 植物群落保護林 | 国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護 | 1,422 |
| 特定動物生息地保護林 | 希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護 | 1,290 |
| 特定地理等保護林 | 岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護 | 3,147 |
| 郷土の森 | 地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保護 | 69 |

| | | |
|------|--------------------------------|-------|
| 緑の回廊 | 野生動植物の移動経路を確保し多様性に富む森林生態系を保全する | 1,808 |
|------|--------------------------------|-------|

■ 保護林 ■ 緑の回廊

4、 国有林野の活用 レクリエーションの森の分布

16箇所のレクリエーションの森を設定。



| 名称 | 特徴 | 面積 (ha) |
|----------|--|---------|
| 自然休養林 | 人と森林とのふれあいの場としてゾーン区分した地域。 | 4,078 |
| 自然観察教育林 | 自然を特色づけ、小中学校の自然科学教育などに適した地域。 | 75 |
| 野外スポーツ地域 | スキー場などのスポーツ施設、民宿等の滞在施設等などと一体管理することが適当な地域 | 1,280 |
| 風景林 | 名所などの背景にあり、一体となって優れた景観を作り出している地域など。 | 382 |
| 風致探勝林 | 湖沼と一体となって、優れた自然美を構成している森林など | 229 |

5、国民の参加による森林の整備

「ふれあいの森」「遊々の森」等

国民参加の森林づくり等国民の要請に応え、各種協定等に基づきフィールドを提供。

